

上下水道料金の冬期概算を精算します

問 上下水道課 業務係 ☎ 025 - 784 - 4853

精算額について

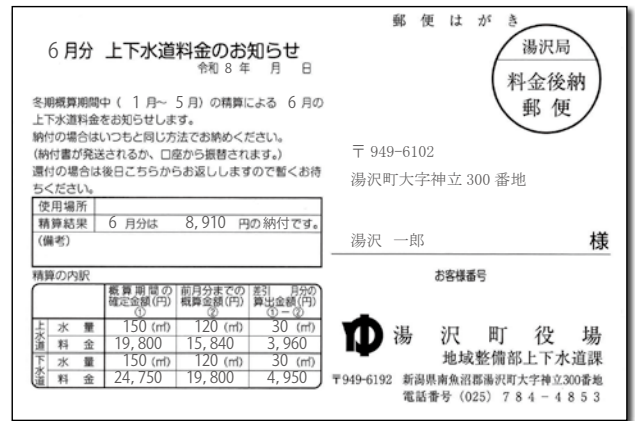
一部を除き、5月の検針により冬期間の概算請求分を6月の請求で精算します。

なお、概算請求は、原則として前年の冬期間における使用水量の実績で計算しています。

この冬の間

- ※「家族の人数が増えた」
- ※「水を多く使う器具を取り付けた」
- ※「凍結防止のため水を出していた」

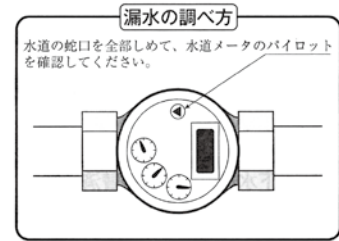
などの場合、精算後の請求額がいつもより多くなる場合があります。あらかじめご了承ください。



◇「6月分上下水道料金のお知らせ」は
6月中旬にお送りします。

漏水はありませんでしたか？

冬期間に漏水があり、いつもよりメーターが多く回っている場合、一度に多くの料金を請求されることがあります。冬期間、水道管の破裂や器具の損傷などで漏水があり、湯沢町指定の給水装置工事店にて修理された方は、お手数ですがお早めにご連絡ください。



6月1日～7日は水道週間です！

第68回水道週間スローガン たいせつな 水道守ろう 未来へと

大切な水源を守るため、この機会に水と水道について考えるとともに、普段からの節水にご協力をお願いします。

節水のポイント

- ・歯みがきの際に流しっぱなしに気をつけましょう。
- ・食器を洗う際、油污れのひどいものはあらかじめ紙等でふき取っておく。

問 上下水道課 施設係 ☎ 025 - 784 - 4853



【出典】公益社団法人日本水道協会

地籍調査のお知らせ

問 税務課 資産税係 ☎ 025 - 784 - 3452

町では現在国土調査（地籍調査）を実施しており、今年度は大字湯沢（愛宕・湯元・堀切）地区を中心とした区域の調査を行います。

現地での境界立会等につきましては、8月初旬から予定しておりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。（対象者には後日通知いたします）

